

インサイダー取引に対する 当局の取組み

証券取引等監視委員会事務局
特別調査課長 目黒克幸

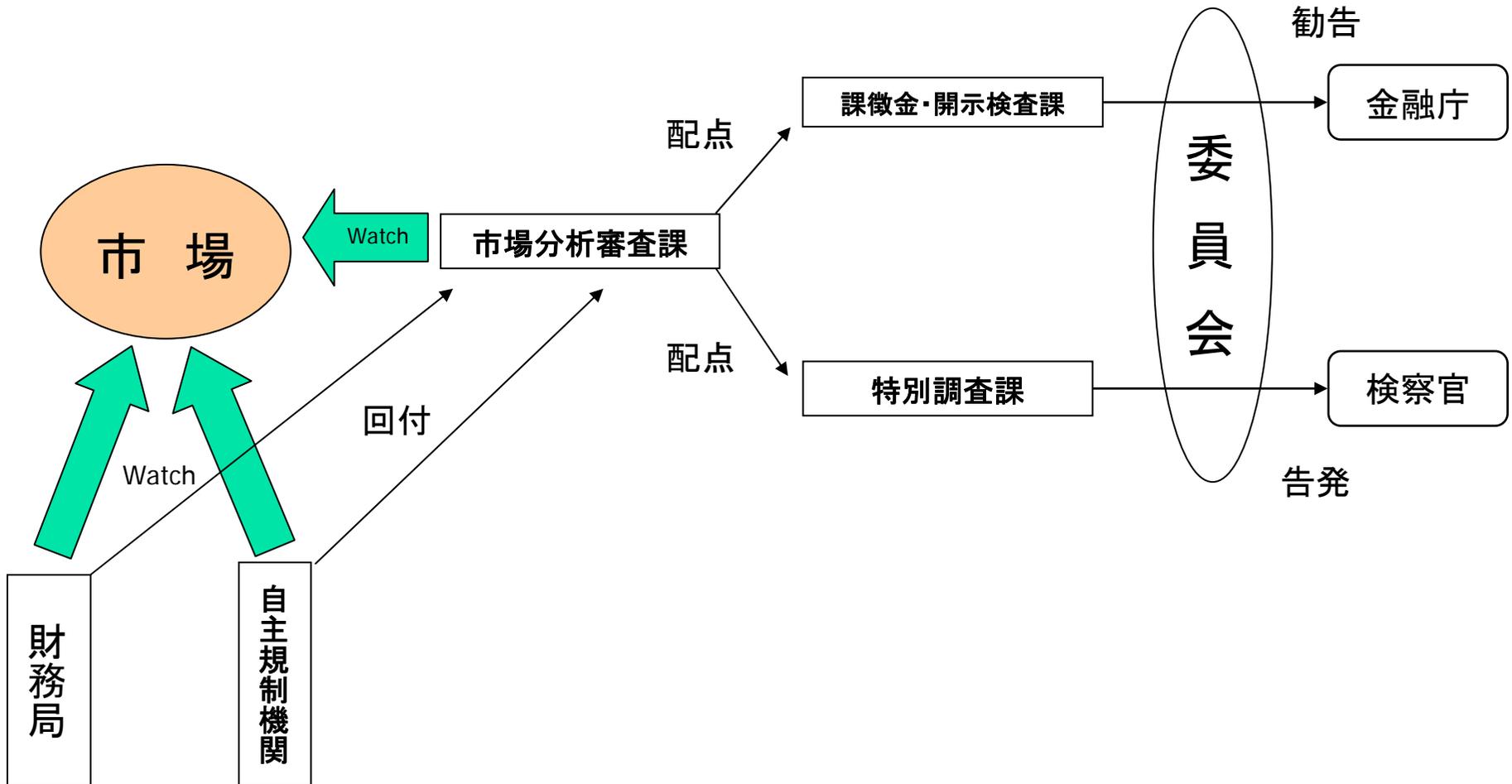
本日の予定

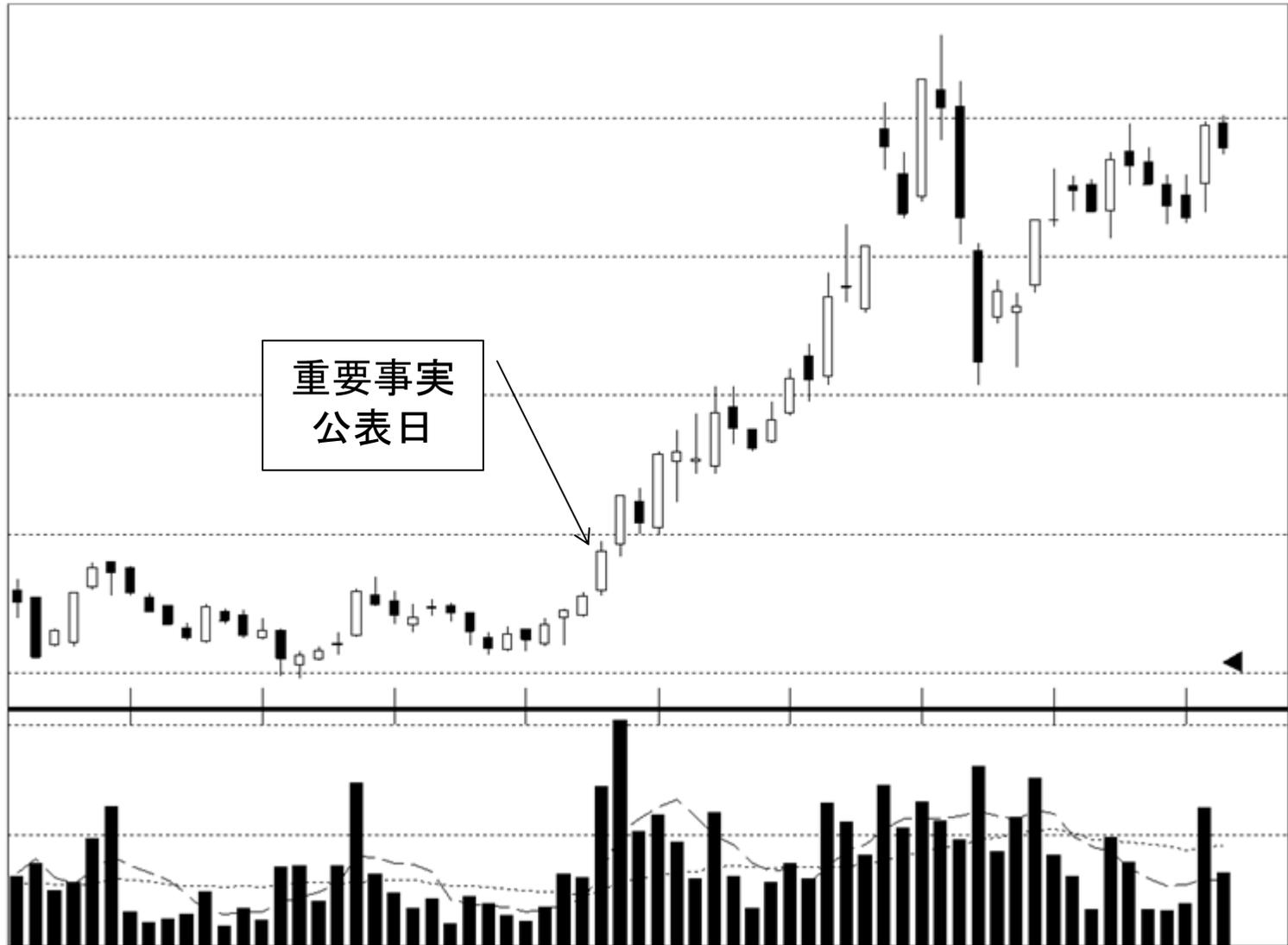
- 証券取引等監視委員会／特別調査課とは
- インサイダー取引規制
- 最近の告発事例から（傾向とリスク）
- 市場監視の役割
- 未然防止に向けて
 - 証券監視委の取組み
 - 企業にとってのリスク管理としての未然防止

証券取引等監視委員会とは

- 金融庁に置かれた合議制の機関。1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事：
 - ①証券検査
 - ②証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
- 事務局(含財務局)の職員数は697人(H22年度末定員)。
 - ※ 202人(1992年度)→250人(2000年度)→697人

市場監視の業務フロー



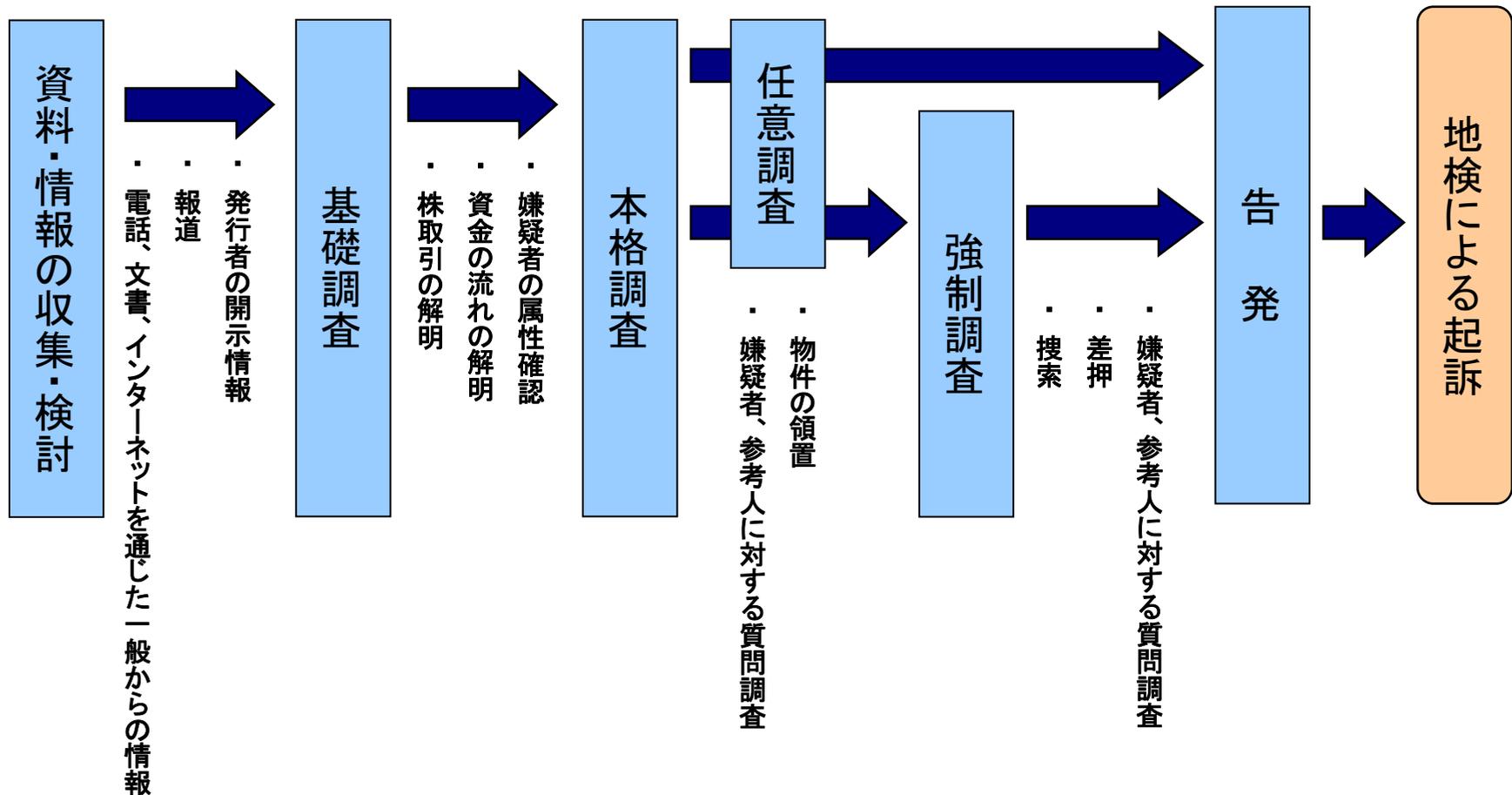


特別調査課とは

- 「犯則事件」の調査を担当。
 - 金融商品取引法において、任意調査に加え、強制調査の権限（臨検、搜索、差押え）。
- 犯則事件の調査により犯則の心証を得たときには、委員会が刑事告発。

⇒ 証券市場の「最後の番人」の役割

犯則調査の流れ



インサイダー取引規制(金商法166条・167条)

①誰が： 発行会社や公開買付け等の関係者が

- ・ 発行会社や公開買付け者の役職員
 - ・ 発行会社や公開買付け者との契約締結者等
 - ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者 …
- } **会社関係者**
(公開買付け者等関係者)
情報受領者

②どんな場合に： (職務等に関し) 重要事実を知って

- ・ 決定事実
- ・ 発生事実
- ・ 決算情報
- ・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

③いつ： 公表前に

- ・ T D n e t を通じた適時開示
- ・ 新聞等報道機関2社以上+12時間ルール
- ・ 法定開示書類の公衆縦覧

④何をしたら： 株式等を売買する

- ・ 利得の有無は関係なし

会社関係者・情報受領者

■ 会社関係者（法166①1号～5号）（※公開買付者等関係者＝法167①）

会社関係者	規制の対象となる場合	（元会社関係者）
① 上場会社等の役職員等（役員、代理人、使用人その他の従業者）	その職務に関して重要事実を知ったとき	会社関係者（①～⑤）でなくなった後1年以内の者についても同様
② 帳簿閲覧権を有する株主等（法人の場合、役職員等を含む）	帳簿閲覧権の行使に関して重要事実を知ったとき	
③ 法令に基づく権限を有する者（例：監督官庁の職員）	その権限の行使に関して重要事実を知ったとき	
④ 契約締結者・締結交渉中の者（法人の場合、役職員等を含む）	その契約の締結・交渉または履行に関して重要事実を知ったとき	
⑤ 上記②・④が法人の場合で、その法人の他の役職員等	その職務に関して重要事実を知ったとき	

■ 情報受領者（法166③）（※公開買付者等関係者からの情報受領者＝法167③）

- 会社関係者から重要事実の伝達を受けた者
- 職務上伝達を受けた者が所属する法人の他の役職員等で、職務に関して重要事実を知った者

重要事実 (法166②)

(決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項)

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
 - 増減資、合併、業務提携、災害等による損害、主要株主の異動、業績予想修正、その他投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実 等
- 日常用語の「重要な事実」と同じではない
- 子会社に生じた事実も含まれる
- 重要事実の発生時期に注意！

会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常

⇒ 社内体制の整備もこれを前提に

インサイダー取引違反への制裁

- 違反者には、
 - 刑事罰: 5年以下の懲役、500万円以下の罰金
(法人両罰規定=5億円以下の罰金刑)
没収・追徴(犯罪行為により得た財産)
 - 課徴金: 利得相当額(法定の計算方法による)
- ※違反者所属企業は、
 - 企業の信用が損なわれる
 - 業績の低下等の深刻な事態につながることも・・・

インサイダー取引の事例①

■ あおぞら銀行行員によるインサイダー取引事件 (H22.5.11告発)

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが

- 第1 平成18年12月6日ないし同月7日ころ、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社GDHとあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、GDHの業務執行を決定する機関が、同社が発行する株券を引き受ける者を募集することについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成18年12月11日から平成19年1月19日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑者名義で、GDHの株券合計135株を代金合計1160万5100円で買い付けた
- 第2 平成20年5月28日ないし同年6月2日ころ、株式会社BCJ-2と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、BCJ-2の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社ディーアンドエムホールディングスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月3日から同月20日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、知人名義で、ディーアンドエムホールディングスの株券合計3万8000株を代金合計1701万円で買い付けた (次頁につづく)

インサイダー取引の事例①(つづき)

(前頁からつづく)

- 第3 平成20年8月11日ないし同月14日ころ、エーエスホールディングス株式会社と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の**審査第一部に所属する職員が同契約の締結交渉に関し知った**、エーエスホールディングスの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社あきんどスシローの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の**公開買付けの実施に関する事実を、自己の職務に関して知り**、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月20日から同年9月18日までの間、複数の証券会社を介し、東京証券取引所において、知人名義で、あきんどスシローの株券合計5200株を代金合計1021万8900円で買い付けた
- 第4 平成21年3月26日ころ、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場している株式会社ベスト電器とあおぞら銀行との間で締結していた融資**契約の履行に関し**、ベスト電器が新たに算出した平成20年3月1日から平成21年2月28日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の当期純利益の各予想値について、同社が平成21年1月19日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する**差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り**、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年3月26日から同年4月10日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、知人名義で、ベスト電器の株券合計1万2500株を代金合計350万5500円で売り付けた

ものである。

インサイダー取引の事例①(つづき)

■ あおぞら銀行行員によるインサイダー取引事件(その2) (H22.6.15告発)

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、あおぞら銀行審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが、不動産投資等を目的とするリサ・パートナーズ(東京証券取引所市場第1部上場)の**役員が同役員の職務に関し知り**、あおぞら銀行ウエルスマネージメント部において同役員に対する融資営業等の業務に従事していた**職員が職務上同役員から伝達を受けた**、リサ・パートナーズにおいて、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で三井住友銀行ほか10行から成る銀行団による協調融資により総額約100億円の新規事業資金を調達できることが確実となった旨の、リサ・パートナーズの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、平成21年3月6日ころ、**犯則嫌疑者の職務に関し知り**、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月18日から同月26日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、**知人名義で**、リサ・パートナーズの株券合計82株を代金合計222万2740円で買い付けたものである。

インサイダー取引の事例① (つづき)

■ ポイント

- 企業の重要情報に接する機会の多い職業の者
 - 多様な情報伝達形態
 - 多岐にわたる重要事実
 - 株式の募集(第三者割当増資) (＋)
 - 公開買付け(TOB)・・・(2) (＋)
 - 業績予想の下方修正 (－)
 - バスケット条項(100億円の資金調達) (＋)
- 犯則行為の繰り返し
- 借名口座も利用

バスケット条項の適用事例

	告発・勧告日	対象銘柄	重要事実	備考
告 発	平成6年10月14日	日本商事(株)	日本商事(株)が実質上初めて開発し、発売を開始し、日本商事(株)の株価上昇のもとになっていた帯状ほう疹の新薬ユースピル錠について、発売直後、これを投与された患者につき、フルオロウラシル系薬剤との併用に起因した相互作用に基づく副作用によるとみられる死亡例が発生した。	
	平成17年3月22日	西武鉄道(株)	西武鉄道(株)の有価証券報告書において継続的に(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式の一部を隠ぺいして、その株式数等について虚偽の記載をして提出してきた。	
	平成20年10月7日	(株)LTT バイオフーマ	(株)LTTバイオフーマの子会社である(株)アスクレピオスが主力事業として累次にわたり投資を募っていた病院再生事業はいずれも架空のものであって、償還日が到来する都度、他の投資家を欺いて調達した金員をもって償還に充てることを繰り返していた事実が大口投資家の知るところとなり、同日以降に償還日が到来する出資金を償還するめどが立たなくなった。	子会社の重要事実
	平成20年12月5日			子会社の重要事実
	平成21年3月31日	(株)プロデュース	(株)プロデュースの粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたことにより、(株)プロデュースが粉飾決算を行っていたことが公になる事態に立ち至った。	
	平成22年3月16日	(株)テクスグループ	(株)テクスグループが公表した第三者割当による新株式発行増資につき、払込総額の約9割に相当する新株式の発行は失権することが確実になり、連結業績向上のための基幹事業としていた子会社事業等への投資資金を確保する目処が立たなくなった。	
	平成22年6月15日	(株)リサ・パートナーズ	(株)リサ・パートナーズにおいて、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で三井住友銀行ほか10行から成る銀行団による協調融資により総額約100億円の新規事業資金を調達できることが確実となった。	
勧 告	平成21年4月22日	(株)栗本鐵工所	(株)栗本鐵工所が製造、販売する高速道路用ホロスラブパイプについて、強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認された。	
	平成21年11月20日	フタバ産業(株)	フタバ産業(株)において同社の平成18年3月期、同19年3月期及び同20年3月期の各過年度決算数値に過誤があることが発覚した。	
	平成21年12月15日	(株)アリサカ	(株)アリサカにおいて複数年度にわたる不適切な会計処理が判明した。	

注) ・重要事実に係るバスケット条項：当該上場会社等の運営又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。(金商法166条2項4号)

・子会社の重要事実に係るバスケット条項：当該上場会社等の子会社の運営又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。(同項8号)

インサイダー取引の事例②

■ グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件

(H21.10.20告発)

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、グッドウィル・グループ株式会社との間で業務委託契約等を締結していた株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から、同人が同契約の履行に関して知った、グッドウィル・グループ株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式の67パーセントを取得することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者であるが、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成18年11月7日及び同月10日、グッドウィル・グループ株式会社の株券1万5,000株を、代金合計10億8,673万5,000円で買い付けたものである。

インサイダー取引の事例②(つづき)

■ ポイント

- 個人によるインサイダー取引事件としては、過去最大の買付金額
 - 東京地裁判決(H22.2.4) (確定)
 - 懲役2年6月(実刑)
 - 罰金500万円
 - 追徴金15億3,180万円
- ※ 過去の有罪判決の執行猶予期間満了直後の犯行
- 重要事実＝株式の取得(子会社化)
- 情報受領者による犯則行為

行為者属性別の勧告状況(課徴金勧告)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	48
発行体役員(1項1号)	0	1	1	2	4	8
発行体社員(1項1号)	4	3	3	4	7	21
発行体(1項1号)	0	2	1	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	16
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	5
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	1
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	0	0	0	3	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	35
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	21
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	14
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	86

(注) 平成20年度においては、違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものが2件ある(会社関係者中、発行体役員と契約締結者等とに重複計上しているものが1件、第一次情報受領者中、会社の重要事実と公開買付け事実とに重複計上しているものが1件)。したがって、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

インサイダー取引の事例③

■ 中外製薬株式会社株券の公開買付けに係る内部者取引事件

(H21.12.15告発)

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成20年5月21日ころ、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィとの間で提携基本契約を締結していた**中外製薬株式会社の社員**から、**同人が同契約の履行に関し知った**、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィの業務執行を決定する機関が中外製薬株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の**公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け**、同事実の公表前に同株券を買い付け、その公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月22日、証券会社を介し、**犯則嫌疑者名義**で同株券38万2,900株を代金合計6億229万8,500円で買い付けたものである。

インサイダー取引の事例④

- 日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員らによる内部者取引事件

(H21.7.31告発)

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、日産ディーゼル工業株式会社のB to B事業本部に所属し同部担当役員の補佐業務等に従事し、**同役員が**、同社とスウェーデン王国に本社を置く自動車メーカーであるアクティエボラゲート・ボルボ社がその発行済み株式の全てを保有する買収目的会社であるエヌエー株式会社との間で締結していた公開買付けの実施に関する秘密保持**契約の履行****に関し知った**、エヌエー株式会社の業務執行を決定する機関が**同社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施****に関する事実を**、平成19年2月13日ころ、**その職務に関し知ったもの**、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑者Aの夫であったものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前である同月14日から同月16日までの間、**犯則嫌疑者Bの名義で**、同社の株券合計30万株を代金合計1億3,309万7,000円で**買い付けたもの**である。

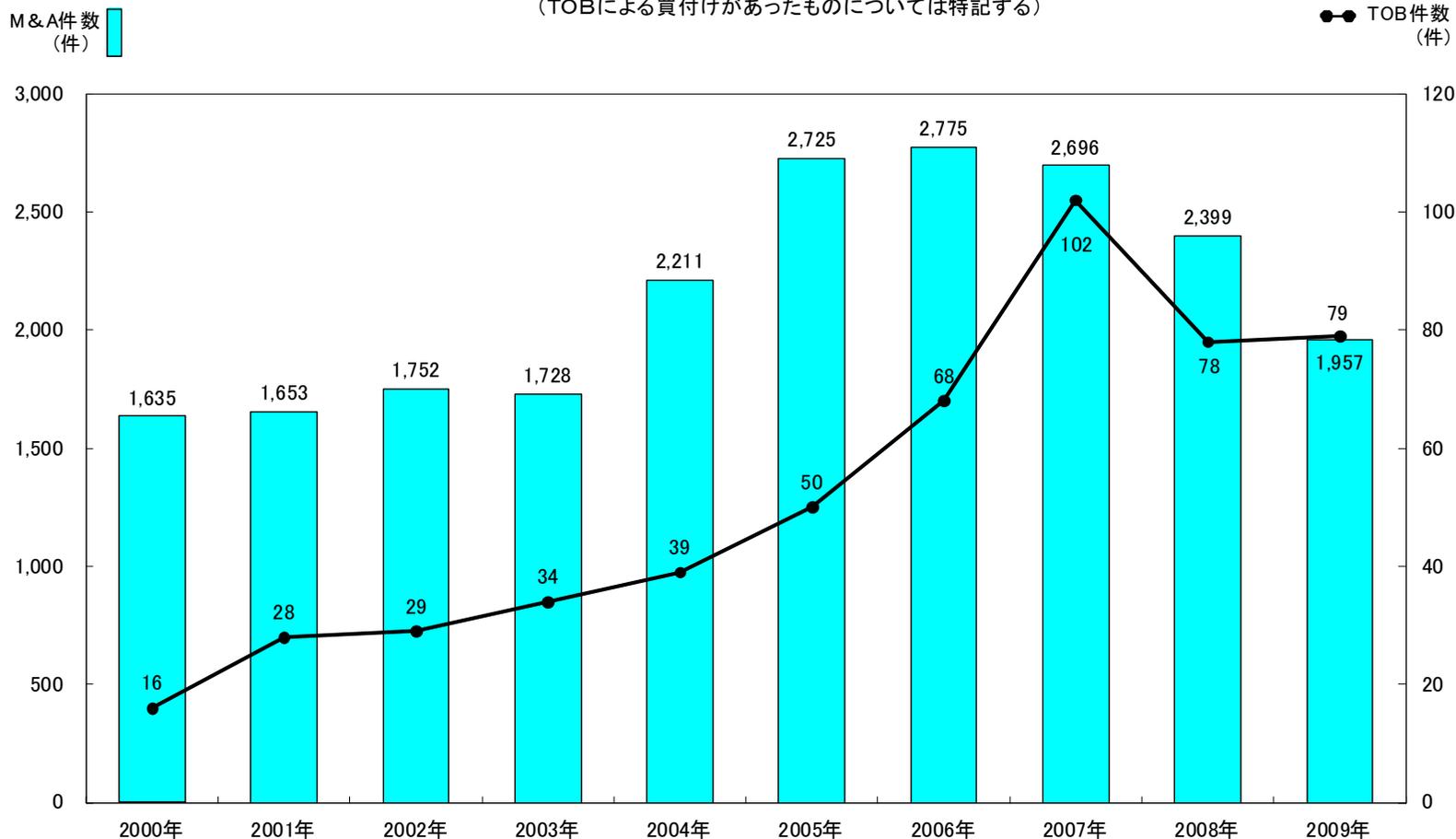
重要事実別勧告状況(課徴金勧告)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	計
新株等発行	2	3	3	1	4	13
株式分割	0	2	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	4
合併	0	0	2	1	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	16
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	9
行政処分の発生	0	0	0	0	2	2
決算情報	0	5	3	3	2	13
バスケット条項	0	0	0	0	4	4
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	4
公開買付け	0	0	3	3	13	19
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	86

- (注) 1. 17年度には、新株発行及び業務提携の両方の事実を知って行われたものが2件あり、それぞれに重複して計上している。
また、20年度には、業務提携の解消と公開買付けの両方の事実を知って行われたものが1件あり、それぞれに重複計上している。
そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。
2. 21年度の公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

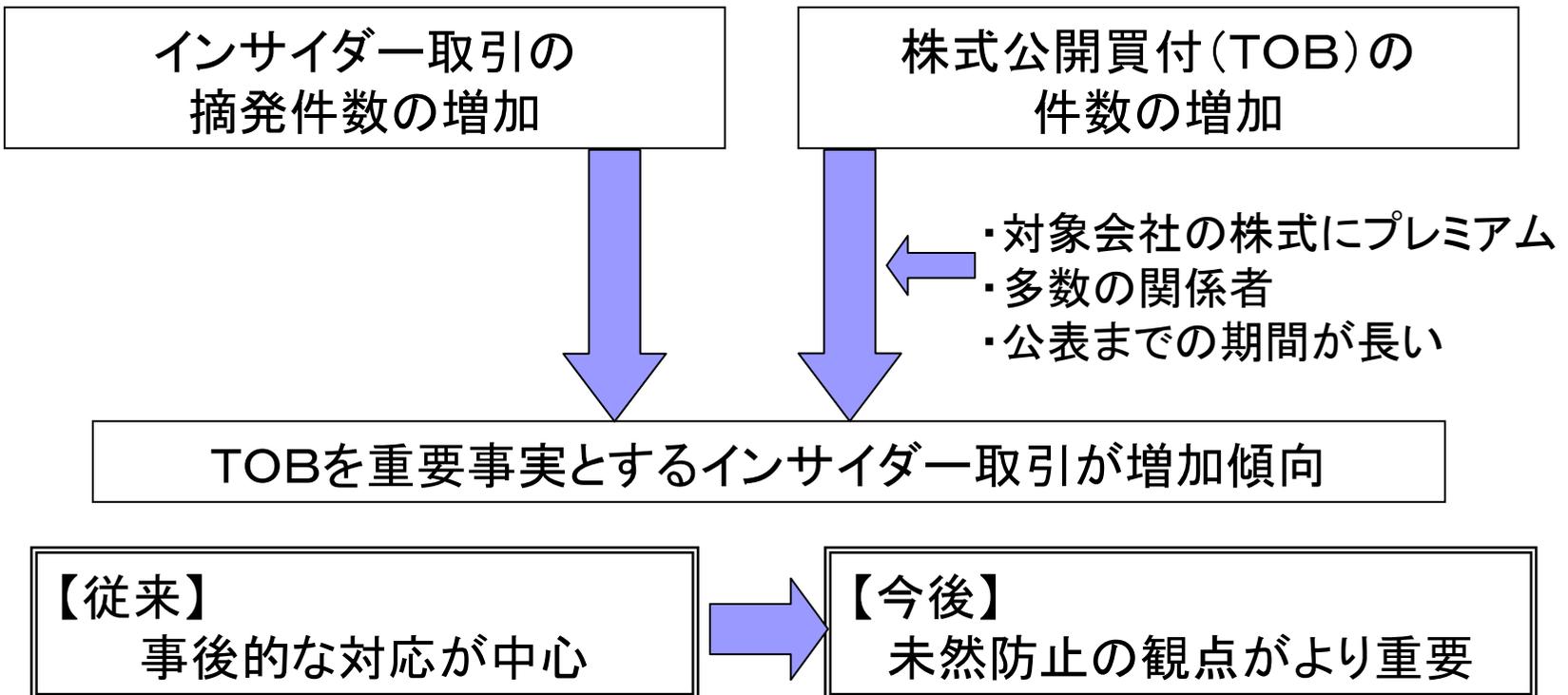
わが国のM&A・TOBの状況

最近10年間の我が国のM&Aの状況
(TOBによる買付けがあったものについては特記する)



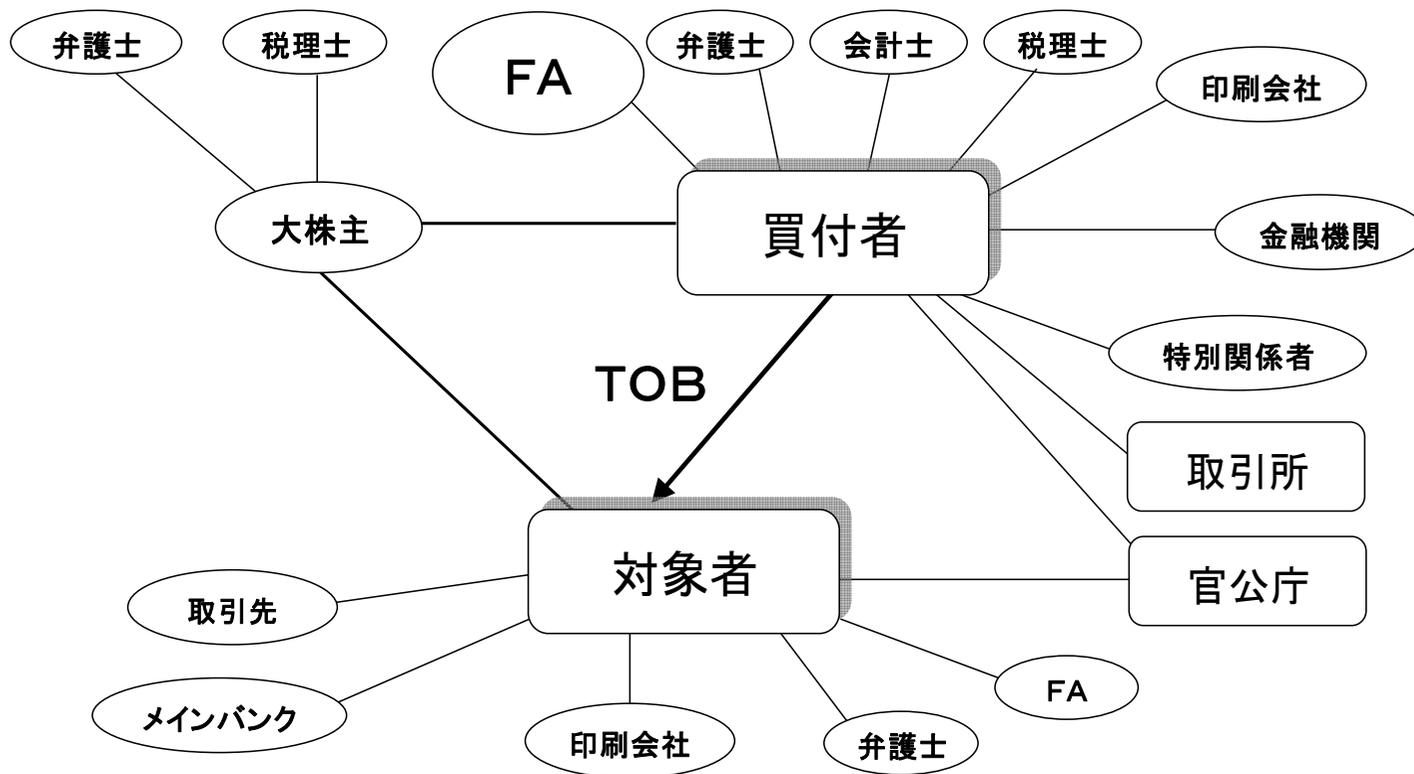
(出所) M & A件数は(株)レコフデータ調べ。TOB件数は公開買付け届出書提出件数による(自己株式TOBの件数を除く)。

TOB関連のインサイダー取引の増加



多岐にわたるTOB関係者

【TOB関係者相関図】



TOB関連のインサイダー取引 ～未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
 - FAの注意喚起等の役割
 - 情報伝達範囲・内容の限定
 - 情報管理態勢の強化
 - 守秘義務契約締結の奨励
 - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>

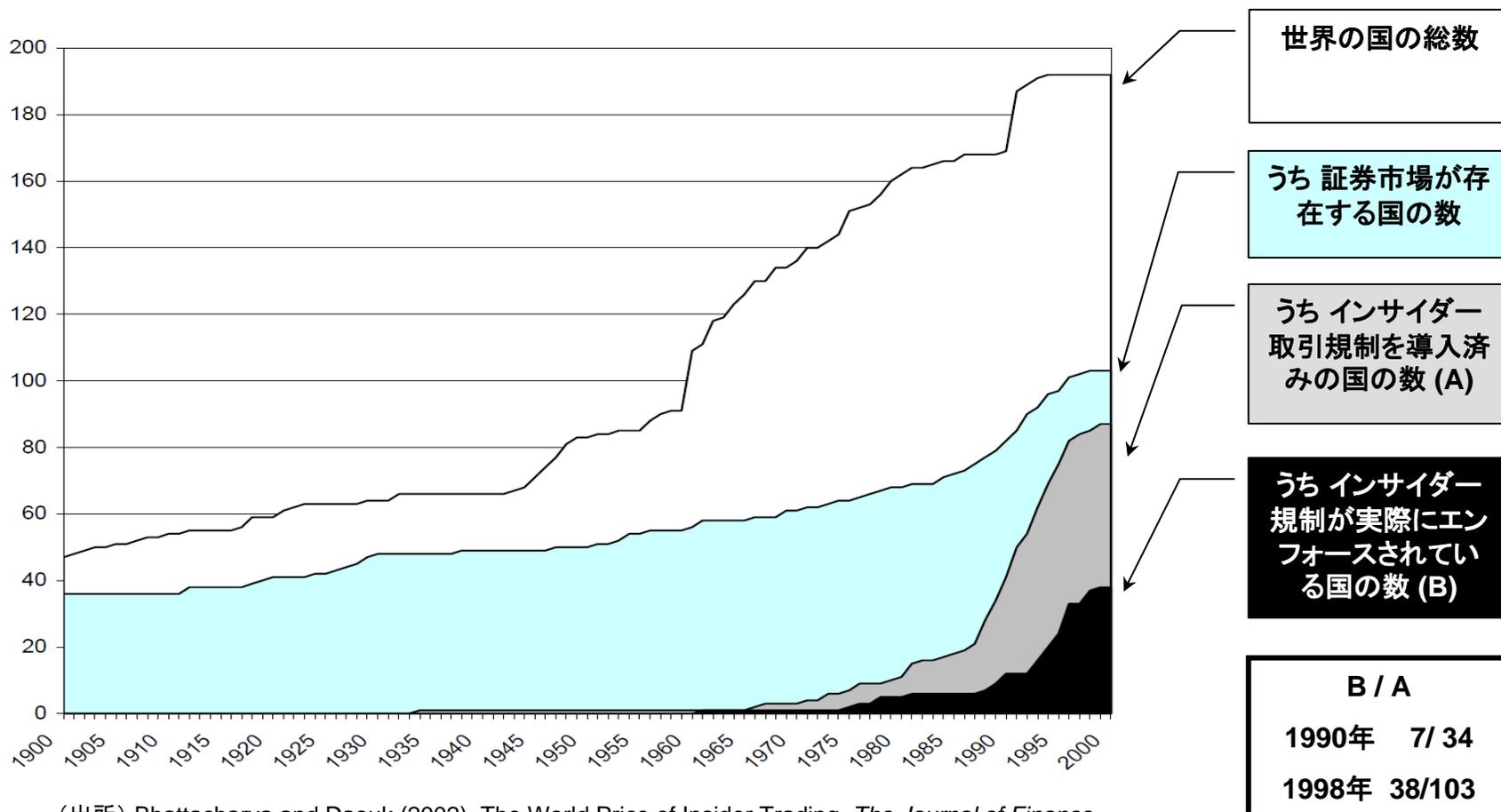
市場監視の役割

(インサイダー取引規制と市場監視)

- 多くの国でインサイダー取引規制が導入され始めたのは1990年代になってから。
 - 日本＝1989年4月施行(施行から今年で21年)

- さらに、インサイダー取引規制自体は導入されても、実際に実効的な市場監視(エンフォースメント)が行われるのには更に時間を要した国も。
 - 日本の証券監視委の設立＝1992年
 - 証券監視委による最初のインサイダー事件の告発＝1994年
(日本商事事件)

インサイダー取引規制の歴史



(出所) Bhattacharya and Daouk (2002), The World Price of Insider Trading. *The Journal of Finance*.

実効的な市場監視の重要性

- 実効的な市場監視の存在が、一国の資本市場の発展にどのような影響を与えるか？
 - 実証研究によれば、株式コストは、インサイダー規制導入の前後では不変だが、インサイダー事件の初摘発の前後では有意に低下。
(Bhattacharya and Daouk (2002), The World Price of Insider Trading. *The Journal of Finance*.)
 - 冷戦終結後のチェコとポーランドの株式市場の比較:
(ラジャン&ジンガレス「セイヴィング・キャピタリズム」より)
 - チェコ: 市場インフラを形成する前に大規模な民営化を開始。⇒インサイダー取引への不信等から市場の信用が失墜し、株式公募による資本調達実績は96～98年には皆無に。
 - ポーランド: 最初に厳格なディスクロージャー基準を導入するとともに、米国SEC型の市場監視機関を設立。⇒1996～98年には株式市場で25億ドルの資本調達実績。

平成15年12月 金融審議会金融分科会・第一部会報告

市場機能を中核とする金融システムに向けて（抄）

一般の個人が市場への参加を躊躇する背景には、証券投資に対する知識不足のみならず、市場において自らが公平に扱われるかどうかについての疑念が存在するものと考えられる。現在の監視委員会も、平成3年の証券不祥事において、力のある者だけが損失補填を受けたことへの国民の不公平感や怒りを契機に誕生した。…

さまざまな違反行為の程度や態様に応じ、最適な手段によるエンフォースメントを可能にするためには、金銭的負担を課す制度（課徴金制度）…など、ツールの多様化を図る必要がある。

米国SECが連日のように、さまざまなツールを活用して摘発している事態につき、米国民は違反の多さに愛想を尽かすというより、ルール破りは割に合わないという規律を感じ、むしろ市場への信頼の源泉となっている。

課徴金勧告・告発の状況

(件)

区 分	(事務)年度				
	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~H22.3)
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38
告発	11	13	10	13 (4)	17
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4
風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数

インサイダー取引は必ずばれる

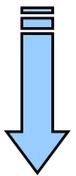
「・・・元社員Aは、SESCによる事情聴取を通じて、SESCの調査力に舌を巻いたと述べている。その上で、元社員AはSESCの調査能力がそこまで高いと知っていたなら、本件インサイダー取引を行うことはなかったと述べており、借名取引であってもSESCの調査能力からすればインサイダー取引は必ず発覚することを周知・徹底することが肝要である。・・・」

社員によるインサイダー取引が摘発されたX社特別調査委員会による調査報告書(H21年7月公表)より抜粋

摘発と未然防止

■ 摘発の効果

- 潜在的不正行為者に対する抑止
- 市場に対する投資家の信頼確保
- 市場関係者(ゲートキーパー)にとっての参考事例
(⇔摘発のコスト)



■ 未然防止の重要性

- 事例の周知(摘発事例、問題の見られる事例・・・)
 - 証券取引所(自主規制部門)
 - 証券会社(売買管理・顧客管理・上場管理等)
 - 法律・会計専門家等
- 未然防止策に関する意見交換

未然防止に向けての 証券監視委の取組み

■ 広報活動の強化

(証券監視委ウェブサイト: <http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>)

- 年次報告・課徴金事例集の充実
- 各種寄稿・講演
- 「告発の現場から」

■ 市場関係者とのコミュニケーション

- 証券取引所、日証協、証券会社
- 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等

企業にとっての 不祥事防止のためのリスク管理

■ 証券市場での企業不祥事のリスク

(例)

- 自社の役職員によるインサイダー取引
- 社外への情報漏えいによるインサイダー取引
- 自社株価の維持・上昇のための相場操縦
(←担保価値維持、親密先での減損回避、上場廃止基準・・・)
- 自社の粉飾
- 他社の粉飾への協力(例:循環取引)
- 大規模な希薄化を生じさせるような第三者割当増資
- 不公正ファイナンスによる「箱企業」化

⇒ いずれも、(一般)株主に対する裏切り行為の側面も

⇒ コーポレート・ガバナンス、市場規律との関わり合い

インサイダー取引の防止

① 自社の役職員による自社株のインサイダー取引

- 社内での研修・周知
- 内部者取引管理体制の整備
- 情報管理の徹底
(※ 自社の経営破綻や不祥事を「重要事実」とする事例も)
- 重要事実の公表の迅速化

② 社外への情報伝達／漏えいによる自社株のインサイダー取引

- 情報管理の徹底・重要事実の公表の迅速化
(安易な情報伝達の防止、情報伝達範囲の適正化 等)
- 秘密保持契約

インサイダー取引の防止(つづき)

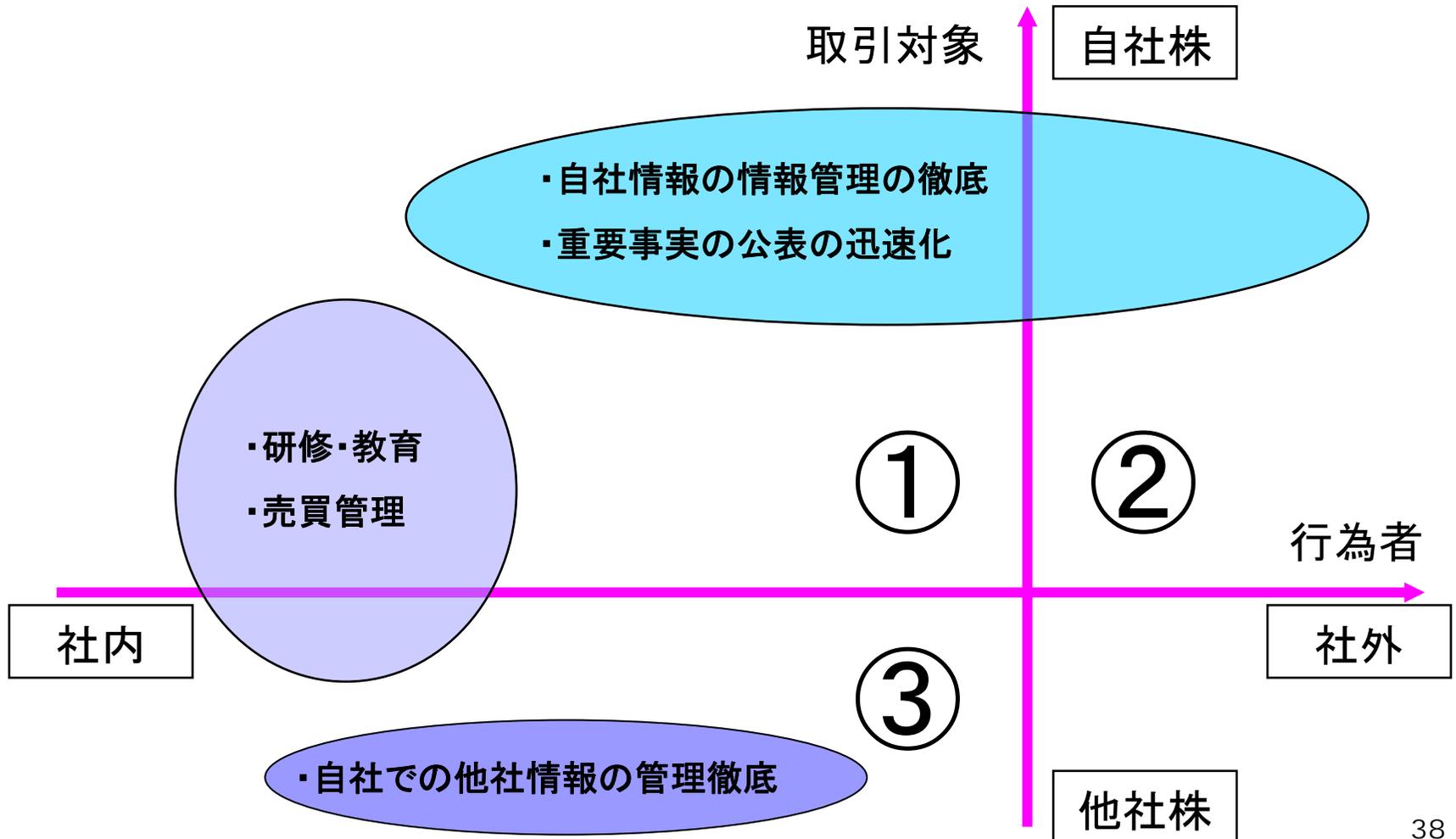
③ 自社の役職員による他社株のインサイダー取引

- 社内での職業倫理教育
- 自社の業務特性から生じるリスクの管理(情報管理、売買管理等)

※ 社員が他社株のインサイダー取引で摘発を受けた銀行の第三者委員会調査報告書(H21.11提出・H22.7公表)より抜粋

「…本件行為者は、法令違反(インサイダー取引)の可能性を認識し、かつ、当行のインサイダー取引防止ルール(現行ルール)に違反することを認識しながら、発覚を免れる目的で借名口座を利用して多数の株取引を反復継続的に行ったものであり、その行為態様は悪質である。また、本件行為者は多くの機微情報に日常的に触れ、他の企業の従業員よりも厳格な守秘義務を負うべき銀行員であるにもかかわらず、さしたる心理的抵抗もなく、常習的に当行の顧客に関連する業務上の情報を私的に利用した株取引を行っていたものである。したがって、本件は「単発的なインサイダー取引事件」ではなく、「銀行員が守秘義務に違反する取引を常習的に行い、その一部がインサイダー取引の疑いを招くに至った事件」と評価すべきであろう。…」

インサイダー取引の防止(つづき)



インサイダー取引の防止(つづき)

■ 内部者取引管理体制

- 全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書
(H21.8公表)

http://www.tse.or.jp/about/books/torihikikanri_enq.html

- アンケート回答の3,066社のうち94.9%の上場企業が内部者取引管理規程を整備(2年前より+5.1%)。
⇒ 逆に、未だ5.1%(156社)で管理規程が存在せず。
⇒ 上場企業3,865社(重複上場除く)のうちアンケートに回答しない企業が799社存在。

- 東証R「内部者取引防止規程事例集」(H22.6公表)

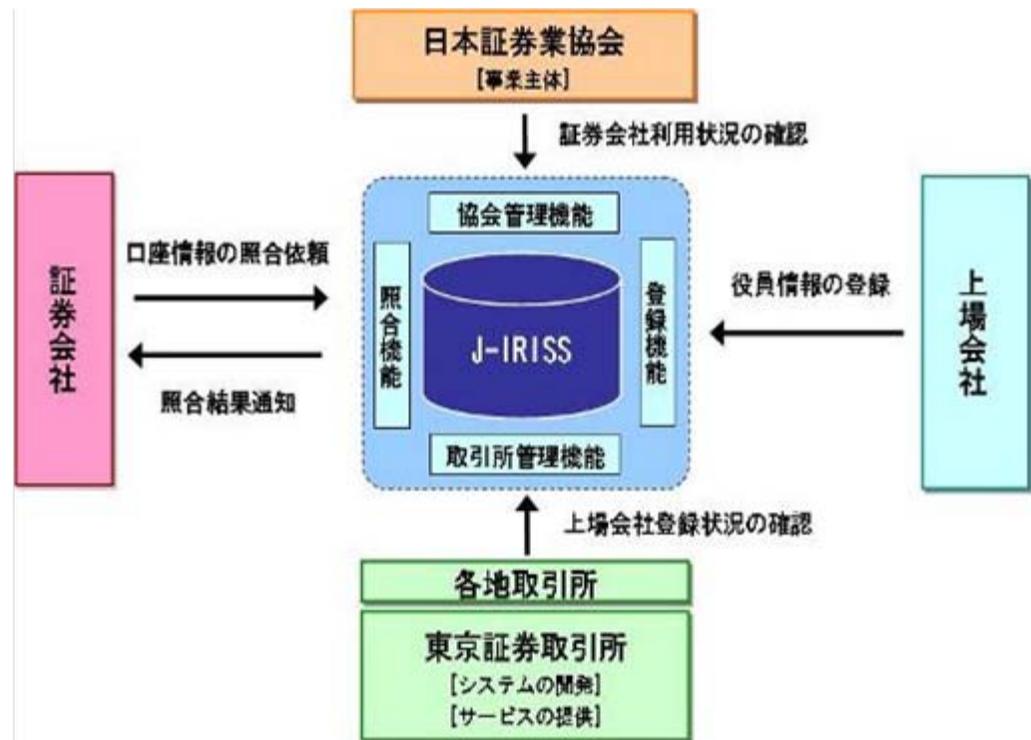
<http://www.tse.or.jp/about/books/torihikiboushi.html>

インサイダー取引の防止(つづき)

■ J-IRISS <http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>

□ H21.5より稼動

□ 参加上場企業数:
1,776社
(H22.11.19現在)



(注) 英国では法令上、上場企業に「内部者リスト」作成・保管・提出の義務あり。

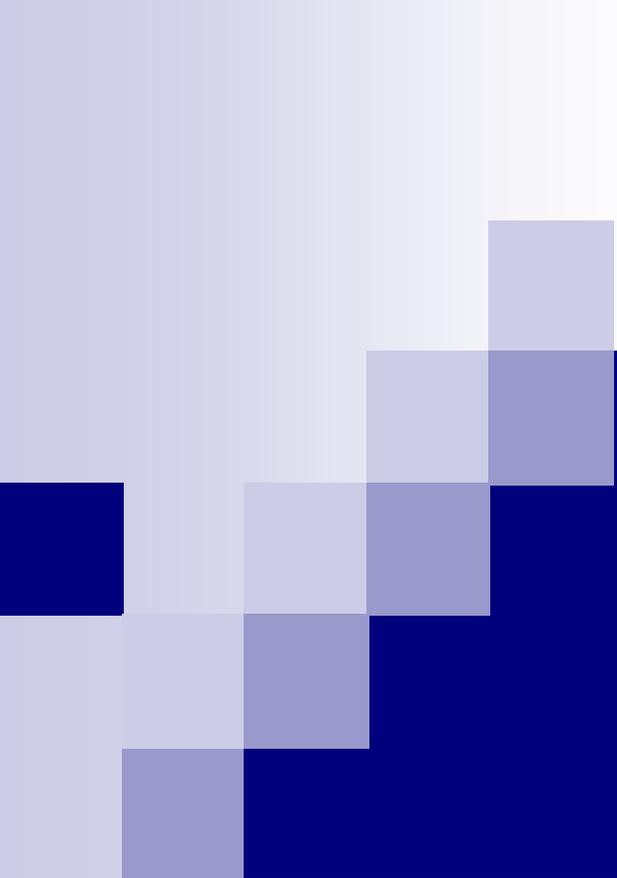
結びに代えて

～真の規律が効いた市場の実現を目指して

- 証券監視委による「市場監視機関」としての取組み
(⇒摘発にとどまらず、未然防止も含めた広範な活動)
- 証券取引所・証券会社によるゲートキーパーとしての役割の
発揮
- 弁護士・公認会計士等による高い職業倫理に支えられたプロ
フェッショナルとしての仕事
- 投資家による企業経営の監視
- 上場企業による投資家の期待に応える企業経営

⇒ 真の「規律」が効いた市場へ

⇒ 日本の資本市場の健全な発展、国民経済への貢献



証券監視委ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

情報提供は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

tel: 03-3581-9909